

第1四半期分

港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度 設計積算システム用 積算資料データベース買入	図書	一般財団法人経済調査会関西支部	¥1,853,064	H31.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	—
2	平成31年度 設計積算システム用 建設物価データベース買入	図書	一般財団法人建設物価調査会大阪事務所	¥2,208,384	H31.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	—
3	平成31年度 設計積算システム用自治体版土木工事積算基準データ借入	図書	一般財団法人日本建設情報総合センター	¥8,640,000	H31.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	—
4	平成31年度Q-1号上屋内建設用足場借入	その他賃貸	株式会社奥村組関西支店	¥1,350,000	H31.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G25	—

随意契約理由書

1 案件名称

設計積算システム用 平成 31 年度 積算資料データベース買入

2 契約の相手方

一般財団法人経済調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が平成 31 年度に発行（月刊・季刊）する「積算資料」等の掲載価格を電子化したデータベースの買入を行うものである。

請負工事の積算基準において、材料単価等の採用については、「積算資料」等の掲載価格と、一般財団法人建設物価調査会が発行する「建設物価」等掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

当局が運用する設計積算システムでは、両誌の電子データを使用して単価データベースに登録・更新等を行っているものであり、「積算資料」等の電子データベースは、請負工事の積算業務に必要不可欠なものである。

また、当該データベースは、上記法人のみが出版元であり、他者から入手して使用することは不可能なものである。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

設計積算システム用 平成 31 年度 建設物価データベース買入

2 契約の相手方

一般財団法人建設物価調査会

3 随意契約理由

本案件は、上記法人が平成 31 年度に発行（月刊・季刊）する「建設物価」等の掲載価格を電子化したデータベースの買入を行うものである。

請負工事の積算基準において、材料単価等の採用については、「建設物価」等の掲載価格と、一般財団法人経済調査会が発行する「積算資料」等掲載価格を比較し、廉価な方を採用するものである。

当局が運用する設計積算システムでは、両誌の電子データを使用して単価データベースに登録・更新等を行っているものであり、「建設物価」等の電子データベースは、請負工事の積算業務に必要不可欠なものである。

また、当該データベースは、上記法人のみが出版元であり、他者から入手して使用することは不可能なものである。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

設計積算システム用 平成 31 年度 自治体版土木工事積算基準データ借入

2 契約の相手方

一般財団法人日本建設情報総合センター

3 随意契約理由

本案件は、平成 31 年度「国土交通省土木工事標準積算基準書」を電子化したデータの借入を行うものである。

当局では土木請負工事の積算に当たって、「国土交通省土木工事標準積算基準書」を使用しているが、本借入データは、その「共通編」、「河川・道路編」、「電気通信編」、「機械編」の積算歩掛や工種体系等を電子データ化したものである。

当局が運用する設計積算システムは、当該データを使用して毎年度改訂される積算基準データを更新する仕様となっているため、当該データは工事積算に必要不可欠なものである。

また、当該データは、上記法人のみが作成・提供することが可能となっており、その利用は上記法人との 1 年単位のレンタル契約のみに限定されている。

以上の理由により、上記法人を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度 Q-1 号上屋内建設用足場借入

2. 契約の相手方

株式会社奥村組

3. 随意契約理由

台風 21 号の暴風の影響により、Q-1 号上屋屋根の一部が破損し、上屋内に雨風が入り上屋内の使用者の荷物が濡れるなどし、上屋機能が果たせない状況となり、応急処置として緊急工事により上屋内の破損個所の周囲に仮設の壁（仮設用足場を含む）を設置し雨風が破損範囲から他へ広がらないよう工事を行った。

その後、直営事業により屋根の応急補修をする予定であった。その際には、前述の緊急工事で設置した仮設の壁を使用してブルーシート等の設置作業を行い、直営で仮設用の足場を撤去したのち前述の緊急工事の施工者に返還する予定であった。しかし、応急補修にあたり破損個所を確認したところ、想定以上に破損部周辺の損傷が激しく、ブルーシート等で固定が出来ない事が判明したため、仮設の壁は撤去できないこととなった。

これにより、本格復旧工事の着手までの間（約 3 か月）、上屋機能を存続するため、仮設壁の存置が必要となったが、工事で使用した仮設用足場については、買取と借入の費用比較を行った結果、安価な借入を行うものである。

このため次期工事着手までの間は、「Q-1 号上屋屋根補修その他緊急工事」の契約相手方である上記業者への随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5. 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）